

**旅行条件書<抜粋> ※お申込みの際は旅行条件と個人情報の取り扱いを説明した「国内募集型企画旅行取引条件説明書面」を事前にご確認の上、お申し込みください。**

当ツアーは株式会社 国際旅行社（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、このツアーに参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しするご旅行条件書（全文）、本旅行ご出発前にお渡しする最終日程表及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によりします。

●旅行契約の成立

①所定の旅行申込書に所定事項を記入のうえ、申込金おひとり様あたり3,000円を添えてお申し込み下さい。申込金は、旅行代金・取消料又は違約金の一部として取り扱います。

②当社は電話・ファクシミリその他の通信手段（以下「電話等」という）による旅行契約の予約のお申込みを受け付ける事があります。この場合当社が電話等による旅行契約の予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内にお申込書の提出とお申込金のお支払いをして頂きます。

③旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。

④旅行代金は旅行開始日の前日から起算して21日前迄にお支払い頂きます。21日前以降にお申込みされた場合は申込み時に全額お支払い頂きます。

●旅行内容の変更

天災地変、気象条件など当社管理できない事由により旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きい時は当該旅行の実施を取りやめるか、又はお客様に予め理由を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他募集型企画旅行契約の内容を変更する事があります。

- お客様の解除権
- ①旅行開始前に旅行代金が増額されたとき、その他当社の責により旅行日程に従った旅行の実施サービスの提供ができなくなったときは取消料を支払うことなく旅行契約を解除する事ができます。
- ②旅行開始後においてお客様の責に帰すべき事由によらず旅行日程に記載した旅行サービスを受領できなくなったとき、又は当社がその旨を立案したとき取消料を支払うことなく当該部分の契約を解除する事ができます。
- 旅行契約の解除
- お客様は下記に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、旅行解除のお申し出は当社らの営業時間内にお受けいたします。
- 出発日の前日から起算 21日前まで⇒無料 20日～8日前⇒旅費の20% 7日～2日前⇒旅費の30% 前日⇒旅費の40%
- 当日⇒旅費の50%
- 無連絡不参加及び旅行開始後に解除する場合⇒旅費の100%
- ※当社の定める上記期限内に、出発日・コース・宿泊等行程中の一部を変更される場合にも取消とみなし、上記の取消料が適用されます。
- ※オプショナルツアーも上記の取消料が別途適用されます。
- 添乗員 同行しません。
- 最少催行人員 5名様
- 旅程保証 詳しくは「旅行条件書（全文）」をご参照下さい。

- 旅行代金に含まれるもの
- コースに記載された宿泊代(朝食付)、食事代、消費税及び諸税、旅行取扱料金。
- ※上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払戻しは致しません。
- 旅行代金に含まれないもの
- コースに含まれない交通費などの諸経費、食事代、個人的諸費用（電話代、飲食代等）、超過手荷物料金、天候事情等による運送機関などの運休で宿泊などが生じた場合の追加費用。
- 免責事項について
- 旅行中、天災、不慮の災害、ストライキその他の不可抗力の事由により生じた損害、盗難、詐欺、暴行、傷害など責任外の事故による損害、又はお客様が法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったため生じた損害については責任を負いかねますのでご了承ください。
- 基準日
- このパンフレットに記載された旅行のサービス内容及び旅行条件は2018年9月1日現在で算定しております。
- その他
- 総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。



旅行業公正取引  
協議会 会員



株式会社 国際旅行社

本社/〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地 3-4-10 久茂地YAKA2階

観光庁長官登録旅行業第411号 JATA正会員

【お問合せ・お申し込み先】

本店事業部 TEL 098-867-2121

総合旅行業務取扱管理者 與座 三磨子/営業時間 平日 9:15-18:00

担当者：新里